

アメリカ合衆国憲法における自己再翻訳 (self-retranslation): 第二次世界大戦前と大戦後の比較

Self-retranslation of the U.S. Constitution:
A Comparison of Pre- and Post-World War II Translations in Japan

島津美和子
Miwako SHIMAZU

キーワード

再翻訳、自己再翻訳、アメリカ合衆国憲法、第二次世界大戦前の翻訳、第二次世界大戦後の翻訳
retranslation, self-retranslation, U.S. Constitution, pre-World War II translation, post-World War II translation

Abstract: Within research on retranslation, the act of self-retranslation, or translation of a work that the same translator had translated previously, is a topic which has been attracting growing interest in recent years, primarily in Europe. In Japan, however, retranslation itself remains a relatively unexplored field, with the exception of literary texts. Against this background, this paper examines how the voices of translators (Alvstad & Assis Rosa, 2015) may or may not be influenced by a transformation of the target language society. It presents a contextualized analysis of the Japanese translations of the U.S. Constitution in Japan by two law scholars, Satoshi Saito (1898-1986) and Moritane Fujiwara (1901-1977), produced prior to and following World War II. Triggered by its defeat, Japan underwent a democratic transition and implemented a nationwide language reform.

We conduct an analysis of the orthography, vocabulary, modality, and style characterizing the two scholars' (re)translations as well as the paratexts represented by their prefaces. The analysis uses corpus linguistics techniques to combine qualitative and quantitative approaches and so triangulate the results. Observations are offered on the differences and similarities between translations on three axes: the same translator's versions pre-WWII and post-WWII; the two translators' pre-WWII translations; and the two translators' post-WWII retranslations. The paper concludes with a discussion on how the comparative results can be explained by reference to the political, social, and cultural dimensions of the times.

1.はじめに

翻訳研究でいう retranslation とは既訳が存在する原文 (source text, ST) を既訳と同じ言語に翻訳する行為・過程およびそれにより生み出されたテキスト (target text, TT) をさす (Koskinen & Paloposki, 2010)。日本の翻訳研究では retranslation に対応する用語として「再翻訳」「再訳」が用いられている。しかし、関連語の「旧訳」「新訳」「改訳」と比して、「再翻訳」「再訳」をタイトルに含む日本語文献は CiNii Articles による文献調査 (2017 年 10 月 22 日時点) では 10 以下であり、retranslation¹ は確立した概念として広く認識されていないものと考えられる。本稿においては以降「翻訳」との対比を明示するために「再翻訳」の表記を使用する。

一方、海外の翻訳研究の潮流のなかで 1990 年代ごろから再翻訳の問題は脚光を浴び始め、研究が盛んに行なわれている。近年では、単著の刊行 (たとえば、Cadera & Walsh (2017)) のほか、“Retranslation in Context”と題する国際会議が 2013 年から隔年で開催され、2015 年には *Target* で “Voice in retranslation” の特集が組まれた。同誌の巻頭記事は再翻訳を論じる際の可変要素として 5W1H (what/who/when/where/why/how) を設定し、各可変要素について研究課題を提示している (Alvstad & Assis Rosa, 2015)。うち、who の項では、self-retranslation (自己再翻訳)² の現象を紹介している (p.11)。

本稿では、従来、再翻訳の研究領域において、十分研究しつくされてきたとは言い難い文書の種類として法律文書を取りあげ、法律文書における自己再翻訳に焦点を置く。アメリカ合衆国憲法 (以降、米国憲法) の日本語訳は筆者の調査の限りでは、80 余り存在するが³、そのうち少なくとも 4 名の翻訳者が第二次世界大戦前と大戦後にそれぞれ翻訳を行なっている。本稿では、うち 2 名の翻訳を分析対象とし、それぞれの戦前訳と戦後訳⁴ の違いを抽出し、その相違点を表記、語彙、モダリティー、語法の四つの観点から分析したうえで、日本が置かれていた社会・文化的背景を視野に入れ、翻訳者がなぜそのような変更を加えたかについて考察する。

日本は敗戦を機に、いくつかの大きな変化を経験した。一つが、天皇を元首とする立憲君主制から国民主権の民主国家への移行であり、二つ目が大日本帝国憲法 (以降、明治憲法) と日本国憲法 (平和憲法) とのテキスト比較からもみてとれる日本語の文語体から口語体への移行 (言文一致) および政府による日本語の指針の導入である。本研究ではこれらの影響がこの 2 名の戦後訳に表出しているかに注目する。さらに、敗戦を経て翻訳者の解釈に変化があったか否かについて検証していく。

本稿の構成は以下のとおりである。第 2 節で分析対象とする文書の扱いとその分析方法を説明し、第 3 節では、分析対象とする翻訳者、斎藤敏⁵ (1898-1986) および藤原守胤 (1901-1977) の経歴を翻訳に関連する事柄を中心に振り返る。つづく第 4 節では、戦前と戦後それぞれの政治・社会・文化的背景のうち、翻訳行為に影響を及ぼした可能性のある事柄について考察する。第 5 節では以上二つの観点をふまえて、斎藤・藤原の実際の訳文にあたり、戦前の訳文と戦後の訳文間の主要な相違点をとりあげる。また、戦前から戦後の変化の仕方は斎藤と藤原で共通していたか否か、またその理由は何かといった視点から、それぞれの翻訳を収録した書物の序の内容もふまえて論じる。最終節では、本研究から導出できる結論と本研究の意義について述べる。

なお、訳文には翻訳者以外の者 (アクター)、典型的には出版社の編集者の手直しが入っているとされるが、分析対象の文書については、その論証に必要な関係資料は入手できないため、本研究では分析対象の対象に含めないこととする。

2. 分析手法と分析対象

2.1. 分析手法

本研究では、再翻訳をボイス (voice) の局面からとらえることを提唱した Alvstad & Assis Rosa (2015) にならい、両者のいうボイス、すなわち、「翻訳テキストに表出する主観」(translator's textually manifested subjectivity)⁶である「テキスト上のボイス」(textual voices) または「翻訳の過程または翻訳テキストに関する翻訳者の思考」(a translator's thoughts about her or his translation process or text) である「文脈上のボイス」(contextual voices) (2015, p.3) を軸に据えるとともに、コーパス言語学の手法も取り入れ分析を行なう。そして訳文そのものに現れるテキスト上のボイスと訳文外のパラテキスト (Genette, 1997) に現れる文脈上のボイスの双方を分析対象とする。後者のパラテキストは、ペリテキスト (peritext) とエピテキスト (epitext) に下位分類されるが、本稿では、ペリテキストの一例である翻訳者によって書かれた翻訳収録書物の序に限定して訳者のボイスについて検討する (Whitefield, 2015)。対象とする訳文は、電子化し、コーパスとすることで、互いの差分が容易に検出できるようにした。コーパス作成の詳細については本稿では省略する。

2.2. 分析対象の翻訳文書

斎藤敏は表 1 に示すように 1934 年の『北米合衆国憲法政治要説』をはじめとして、数々の米国憲法関連の書物を著したが、これらは、書名は少しずつ異なるものの中味と構成はほぼ同じであり、連続性がある。書名から明らかなようにいずれも米国憲法の解説書である。今回の分析対象には、戦前の著作として『北米合衆国憲法概説』(1941) を、戦後の著作として『アメリカ合衆国憲法序説』(1956)⁷ をとりあげる。

表 1. 斎藤敏 米国憲法訳収録著書一覧

出版年	書名	出版社
1934	『北米合衆国憲法政治要説』	巖翠堂
1940	『北米合衆国憲法概説』	巖翠堂
1941	『北米合衆国憲法概説』訂正版	巖翠堂
1946	『アメリカ合衆国憲法概説』	高山書院
1956	『アメリカ合衆国憲法序説』	理想社
1962	『アメリカ合衆国憲法論』	理想社
1964	『アメリカ合衆国憲法論』増補再版	理想社
1967	『アメリカの憲法と政治』	理想社
1969	『アメリカの憲法と政治』2 版	理想社
1971	『アメリカの憲法と政治』4 版	理想社
1972	『アメリカの憲法と政治』5 版	理想社
1973	『アメリカの憲法と政治』6 版	理想社
1975	『アメリカの憲法と政治』8 版	理想社
1978	『アメリカの憲法と政治』10,11 版	理想社

注：本一覧は筆者が所在を確認できたものに限る。

藤原守胤は、1940年に『アメリカ建国史論』（上・下巻）を著し、副題を「独立革命と連邦憲法」とする下巻の巻末に自身による米国憲法の翻訳を附した。その20年後1960年に『アメリカの民主政治』を書き上げ、1940年の改訳としての米国憲法日本語訳を第一の附録として掲載した。本稿ではこの二つの著作を分析対象とする。

なお、STの米国憲法は生きた文書であり、随時修正条項が加えられてきた。それを反映して、日本語訳も翻訳対象が出版年により異なる。具体的には、戦前の出版である斎藤（1941）も藤原（1940）も修正条項第21条までを扱い、戦後の斎藤（1956）と藤原（1960）は修正条項第22条までをカバーしている。本稿では、比較可能な両者の共通部分である修正条項第21条までを分析対象とする。また、これら翻訳文書のペリテキスト（2.1参照）である上記4冊に掲載の米国憲法日本語訳者による序、すなわち書籍そのものの著者による序も分析対象に含める。

3. 二人の翻訳者の経歴

本節では、斎藤と藤原の経歴のうち、米国憲法とかかわりが深いと思われる部分をみていく。

3.1. 斎藤敏（1898-1986）

斎藤は日本大学法学部で学んだあと、商法の研究をめざし米国ミシガン大学に留学したが、「憲法をかじったら病みつきになり」（『朝日新聞』、1972年5月10日）、その後は米国憲法を生涯のテーマとして日本大学で教鞭をとりながら研究を深めていった。1952年には、「アメリカ合衆国大統領の研究」と題する博士論文を提出し、日本大学から法学博士を取得した。また、1966年には米国憲法の理解に必須とされるハミルトン、マディソン、ジェー著 *The Federalist* の日本語訳『フェデラリスト』を刊行した。

1949年からは同大学の図書館長を兼務し、米国と比較しサービスが格段に遅れていた日本の図書館を再建するために、まず母校の図書館を一流レベルに改善することに尽力した。さらに、1962年、日本図書館協会理事長に就任し、全国レベルで図書館のサービス向上に努め、1972年には当時の日本の図書館事情をまとめた初の『図書館白書』を刊行した。当時の発言「図書館活動の盛んな国は、国民の“知る権利”が十分守られているはず。正しい情報が国民に伝わっていれば、戦争など国際間の紛争も避けられると思うんです」（『朝日新聞』、1972年5月10日）には斎藤の民主主義に対する信念があらわれている。

3.2. 藤原守胤（1901-1977）

藤原は、慶應義塾大学本科在籍のころ、ゼームス・ブライスの *The American Commonwealth*（日本語訳『平民政治』）⁸ を紹介され、興味を覚えたことから、米国政治研究を自らのテーマとするようになった（藤原、1978；藤原ゼミOBとの交流，n.d.）。その後、日本におけるアメリカ研究の父とされる高木八尺の講義を聴講したり、留学したりといった機会を与えられ、英仏を皮切りに米国ではハーバード大学大学院に学んだ。文献を読み進めるなかで、なぜ米国で大統領制が発達したかについて問題意識を強くもつようになり、5年間の留学中に著作に向けて資料を収集し、構想を練った。帰国後は、父親から課された留学の条件であった学位取得を果たし、同時に自己の探求心を充たすため、執筆を開始し、1940年の同書出版により、東京大学から法学博士の学位も取得した。

その後、1942年に、立教大学アメリカ研究所設立に際して、参画を呼び掛けられ、1945年に

は同研究所の所長となった。当時戦時中であり、軍部はアメリカ研究を低くみていたが、藤原自身は内心では、米国の民主制度を高く評価し、米国との戦争で日本は負けると思っていた。その後、高木八尺らから声がかかり、アメリカ学会設立メンバーとなり、1947年には学会設立の運びとなった。戦後、立教大学アメリカ研究所の解散後は、母校の慶應義塾大学に移り、「アメリカ政治史」の初代担当者となり、自らの中心テーマである「米国憲法史」や「民主政治論」などの講義を担当した（藤原，1978）。

4. 翻訳行為をとり巻く政治・社会・文化的背景：戦前と戦後の比較

再翻訳の動機は複数あり（Tahir Gürçağlar, 2009; Koskinen & Paloposki, 2010）、通常複数の動機が複雑に絡み合っている。Caldera & Walsh (2017, p. 9) は、再翻訳の従来研究の成果から翻訳はその行為がなされた時代の言語使用や価値観を反映していることを再確認し、翻訳の一形態である再翻訳の複雑な現象を読み解くためには、社会・文化・歴史的視点を分析角に導入することが必要だと指摘している。

本研究の射程である米国憲法の翻訳行為をとり巻く日本の政治・社会・文化的背景として、まずあげるべきは自国の憲法の位置づけである。日本は、戦後から戦前にかけて、1. 立憲君主制から民主制への政治体制の移行、2. 占領下での国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を3本柱に据えた日本国憲法の制定という大きな変化を経験した。第二にあげるべきは国語審議会による国語改革である。この国語改革は、人びとが読み手として、また書き手として使用する言語そのものを規定し、あるいは場合によっては制限するという点で、戦後の翻訳行為に直接影響する。本研究ではこの二つに焦点を当てる。

4.1. 日本国憲法の制定

日本国憲法も明治憲法も成文憲法かつ硬性憲法である点は同じであるが、明治憲法の改正により成立した日本国憲法は欽定憲法ではなく、民定憲法である。日本国憲法の三つの基本原理は、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義であるが、明治憲法は、天皇主権を基本原理とし、議会、内閣、裁判所は存在したが三権分立はなかった。一方、国民は臣民として扱われ、天皇により与えられた制限付きの権利のみ有し、その意思⁹は問題とされなかった（宮沢，1972, p.112）。したがって、表現の自由、法の下での平等、生存権という発想さえなかった。戦争に関しては、天皇は陸海軍の統帥権を有していた。つまり、「見せかけの立憲君主制」で実際は絶対君主制であった（井上，2011, p.22）。

このように、二つの憲法は対極をいくものである。日本は新たな憲法を目前にして多くの戸惑いがあったであろうが、この価値転換を成し遂げた。その背景には多くの児童・青少年向けの新憲法解説資料の出版¹⁰をはじめとする基本教育法に示された徹底した民主化教育の取り組みがあったと思われる。

また、ことに明治憲法下の戦前、自ら進んで米国憲法を翻訳した学者らは、米国憲法の思想を取り入れた日本国憲法の基本原理を違和感なく受け入れることができたのではないかと予想される。その根拠の一つとして、戦前の日本は国としては民主主義国ではなかったが、自由民権論に代表される民主主義的思想は存在していたことがあげられる。

4.2. 日本語の変化

戦前の日本語には同音異表記・異語同表記がふんだんに使われ書き方に多様性があった(今野, 2012)。戦前の一般紙にもみられるように、ひらがな自体も変体仮名が広く使われ、同じ音の平仮名であっても複数の書き方があった。その一方で、法律文書や官庁文書は、漢文を基調とした漢字カタカナ混じり文を使うこととなっていた。また、知識層のあいだでは漢文の素養が求められ、明治まで遡ると知識層による専門書の序や叙は漢文(白文)を用いることもあった。つまり、階層により使用する言語に差異があった。このことから、漢文や古典語の使用は、体制派の権威づけであるとする論者もいる(田中, 2003, p.297)。

このような階層による分断を解消する一つ的手段として、市民一人一人の生活のありように直接かかわる日本国憲法の口語化が企図された。日本国憲法の公布を目前に控え、1946年3月26日、山本有三らの国民の国語運動連盟は以下の条件を記した「法令の書き方についての建議」を提出した(平井, 1998, p.407)。

1. 文体は口語体とすること。
2. むづかしい漢語はできるだけつかはぬこと。
3. わかりにくい言ひ回しをさけること。
4. 漢字はできるだけへらすこと。
5. 濁点、半濁点、句読点をもちひること。
6. 仮名は平仮名をもちひること。…

さらに、1949年4月5日、内閣官房長官より通達された「公用文作成の基準について(依命通達)」(昭57総00051100)は、公用文を「やさしく美しく意味のとりやすいもの」(p.2)とするために、用語用字、文体、表記に関する指針を示した。その一方で、使用する漢字の範囲を示すなど、日本語の統一が図られた。

また、今野(2012, pp.68-77)が指摘したように、現代社会において文書の書き方として当然視されている表記統一は、戦前では規範となっていなかった。事実、米国憲法の日本語訳をとつても、個人差はあるが、送り仮名の不統一がみられ、場合によっては同一文内で表記の揺れがあるものもあった。しかし、戦後は、使用する漢字の範囲(当用漢字、のちに1981年に提示された常用漢字)や送り仮名の振り方などに関して国が指針を出したことによって、表記統一が図られ画一化した。

5. 戦前と戦後の斎藤と藤原の訳文の比較

斎藤と藤原の訳文をそれぞれ戦前訳と戦後訳で比較するためAdobe Acrobat DC (Adobe System)の比較機能およびフリーソフトKH Coder(樋口, 2014)の抽出語機能を利用して差分を洗い出した。本節では、表記、語彙、モダリティー、語法の側面からみられた違いを説明する。

5.1. 斎藤

5.1.1. 表記

表記上の変更の多くは、当用漢字表の答申(1946)の使用上の注意にある「代名詞・副詞・接続詞・感動詞・助動詞・助詞は、なるべくかな書きにする」を実践したものであった。たとえ

ば、「出来る」→「できる」、「其の」→「その」の類である。さらに、「事が出来る」のような用法の「事」を「こと」とするものが多い。ただし、ワードプロセッサのない時代であり、大半は書き換えられたものの、幾分書き換えから漏れ、変更なしのまま残っていた。つぎに多いのは、現代仮名づかいから除外された「ゐ」である。これは齋藤 (1956) ですべて「い」に書き換えられた。

5.1.2. 語彙

語彙のうち、訳文の中心をなす名詞 (単漢字名詞、ひらがな表記の名詞、固有名詞と機能名詞を除く)¹¹ とサ変名詞に限定して米国憲法 (1787) と修正条項とに分けて違いを見たところ、1941 年訳と 1956 年訳とで高頻度語の構成はほぼ一致していた (表 2)。特徴としてあげられることは、名詞では、米国憲法 (1787) において「権利」の頻度が半減したこと、サ変名詞では、同じく米国憲法 (1787) において、内訳が異なり、共通する語についても順序が入れ替わったことである。

表 2. 齋藤訳 (1941, 1956) における高頻度出名詞およびサ変名詞

米国憲法 (1787)				名詞	修正条項			
1941		1956			1941		1956	
頻度		頻度			頻度		頻度	
大統領	44	大統領	43	大統領	36	大統領	45	
議員	40	議員	40	各州	19	各州	18	
議会	39	議会	34	議会	15	議会	17	
権利	29	法律	28	議員	12	議員	13	
法律	28	各州	24	法律	12	法律	11	
各州	24	憲法	16	立法	10	立法	10	
憲法	15	権利	15					

* 頻度 15 以上を抽出対象とした

* 頻度 10 以上を抽出対象とした

米国憲法 (1787)				サ変名詞	修正条項			
1941		1956			1941		1956	
頻度		頻度			頻度		頻度	
選挙	17	選挙	16	選挙	16	投票	16	
規定	13	同意	13	投票	12	選挙	12	
協賛	9	規定	12	規定	11	規定	9	
決定	8	剥奪	8	選出	9	選出	9	
弾劾	8			得票	8	得票	8	
				剥奪	8	剥奪	8	

* 頻度 8 以上を抽出対象とした

* 頻度 8 以上を抽出対象とした

「権利」の頻度の異同は、一つは第 1 条第 8 節¹² の“The Congress shall have Power”の Power を 1941 年訳では「権利」と訳出したのに対し、1956 年訳では「権限」としたことと、つづく Power の具体的事項を 1941 年訳では、「動詞連体形+の+権利」¹³ という形式をとったのに対し、1956 年訳では、「動詞連体形+こと」としたことによる。ほかは、第 3 条第 2 節と第 6 条の “Treaties made … under … Authority” の Authority を「権力」から「権限」に変更したことによる。ただし、原文と一対一対応しているわけではなく、事実、Authority は上記例を除き、1941

年訳、1956年訳いずれも「権利」と訳出した。しかし、1941年訳では、米国憲法(1787)、修正条項と一貫して、「権限」の用例は皆無であった点において1946年訳とは異なっていた。「権利」は、rightsの訳語としてしばしば用いられるが、語句自体は、『日本国語大辞典』第2版(2001、第5巻、pp.131-132)によれば、異なる語義とはいえ明治以前にも用例があり、また、明治憲法でも用いられている。一方、「権限」は明治期になって初めて出現し、また、明治憲法では用いられていない。対照的に、日本国憲法では、「権利」と「権限」の両方がみられ、日本政府による英語版の対応箇所では、前者はrights、後者はpowerと正確に区別している。rightsの条項は、修正条項に集中しており、これらは1941年訳も1956年訳も「権利」と翻訳している(ただし、頻度はそれぞれ9、8であったため、表2には示されていない)。1956年訳で新たに「権限」の訳語を採用したのは、日本国憲法の「権限」の用法から発想を得たものとも考えられる。また、原語が異なることをふまえ、「権限」と「権利」を使い分けようと試みたが、不徹底に終わったともみることができる。

サ変名詞の内訳の変化のうち、「協賛」と「同意」については後述するが、それ以外の「決定」の減少と「剥奪」の増加の理由は、1941年訳ではdetermine、enumerate/enumerationともに「決定」としていたが1956年訳では、後者を「算出」としたこと、また、bill of attainderの訳を1941年訳では一部「公権喪失」としていたのを1956年訳で「公権剥奪(法)」に統一したことによる。なお、「弾劾」の1956年訳の頻度は7であり、差分は1であるため無視できる数値と考えられる。

つぎに、戦前、戦後どちらか片方のみ現れる名詞、サ変名詞に着目すると、戦前のみ用いられた名詞には主なものとして、「大審院」「義勇軍」があり、サ変名詞の主なものとして、「協賛」「保証」「奉職」があった。「大審院」「義勇軍」「協賛」「保証」「奉職」は戦後訳では、それぞれ戦後訳のみに出現する「最高裁判所」「国民軍」「同意」「保障」「在職」に置き換えられた。うち、「大審院」と「協賛」は明治憲法に特徴的な語であり、日本国憲法における同様の文脈では、それぞれ「最高裁判所」「同意」が用いられている。「保障」もまた日本国憲法に特徴的な語であり、政府の英語版ではguaranteeとなっている。同音異義語の「保証」は明治憲法、日本国憲法のいずれにもみられない。同様に、「奉職」は、いずれの憲法にも出現せず、「在職」は日本国憲法に例がある。書き下すと「職を奉ずる」となる「奉職」は、『大辞泉』や『大辞林』の見出し語となっており、いずれもこの表現がへりくだった表現であることを説明している。それに対し、「在職」には、へりくだりのニュアンスがなく、中立的な表現といえる。斎藤の戦後訳は、明治憲法と日本国憲法のこうした違いを意識したものと考えられる。

では、いずれの日本の憲法にも例がない「義勇軍」「国民軍」はどう説明されうか。これらの原語であるMilitiaは、*Black's law dictionary* (10th ed.)に、「常備軍とは別に、兵役のために、とくに国家により武装・訓練された市民軍」(a body of citizens armed and trained, esp. by state, for military service apart from the regular armed forces) (Garner et al., 2014, p.1144)と定義されている。一方、「義勇軍」は、『日本国語大辞典』第2版によれば「戦争、事変に際し、国家の強制によらないで、人民が進んで編制した戦闘部隊。」(第4巻、2001、p.330、下線は筆者による)¹⁴であり、構成員の自発性が意味の一部をなしているが、原語のmilitiaにはそれがない。したがって自発性を問わない「国民軍」に変更したものと考えられる。さらに、「国民軍」は、1950年当時日本の代表的な英和辞書であった『研究社新英和大辞典』(1953)においてmilitia¹⁵の訳語として採用されており、同書から発想を得た可能性もある。

最後に特筆すべきは、米国憲法の前文に対して行なった変更である。具体的には、“We the

People of the United States, … do ordain and establish this Constitution for the United States of America.”の ordain を 1941 年訳では「制定する」としていたが、1956 年訳では「聖定する」と改めた。「聖定」は『日本国語大辞典』第 2 版には収録されていないが、文献調査によればキリスト教の文脈で使われる語である¹⁶。なぜ、斎藤がこうしたニュアンスのある語に変更したかは、本人による解説がなく確かなことは言いえないが、米国憲法に畏敬の念を表明しているとも考えられる。

5.1.3. モダリティ

原文の最頻語であり、また、法律文書の鍵となる義務的モダリティ (deontic modality) を示す法的動詞 shall の訳出に着目して、戦前訳と戦後訳を比較すると、多くは表記を除いて、そのままを維持したが、変更を加えた場合は、すべて義務の意味が強化された。

表 3. shall の訳出例 (斎藤)

ST	The enumeration in the Constitution, of certain rights, <u>shall</u> not be construed to deny or disparage others retained by the people. (修正条項第 9 条)
TT	1941 年訳 憲法に列挙された特定の権利は、各人に依つて保留された他の権利を擯斥し、又は否定するものと解釈される事が出来ない。
	1956 年訳 特定の権利を憲法に列挙したことが、各人民が保留する他の権利を否定し又は軽視するものと <u>解釈されてはならない</u> 。
ST	The Judicial power of the United States <u>shall</u> not be construed to extend to any suit in law or equity, commenced or prosecuted against one of the United States by Citizens of another State, or by Citizens or Subjects of any Foreign State. (修正条項第 11 条)
TT	1941 年訳 合衆国の司法権は、法又は衡平法で、他の州の市民、若しくは他国の市民又は国民に依る合衆国の一州に反対して起訴し、又は開始した、如何なる訴訟にも、及ぶものと解釈する事は出来ない。
	1956 年訳 合衆国の司法権は、法律又は衡平法上、他の州の市民若しくは他国の市民又は国民に依る合衆国の一州に対して開始し又は提起した如何なる訴訟にも及ぶものと <u>解釈されてはならない</u> 。

2 例とも construe と共に用いられた shall であることが関係している可能性はあるが、義務の意味が強化された。ことに憲法に列挙されている権利以外の市民の権利を保障した修正条項第 9 条は、プライバシーの権利のような 1790 年代には想定していなかった権利を擁護するためにも今なお重要な意味を帯びている (U.S. Library of Congress, 2016, pp.1761-1764)。そこで、1956 年訳では 1941 年訳を引き継ぎ単に「出来ない」とするのでは拘束力が弱いと判断したものと思われる。なぜなら、対応する能動態の「ことができない」(事が出来ない)は、「一定の能力、権力、権限、権能などを…否認すること」(林, 1975, pp.48-51)をあらわすにすぎないからである。それに対し、「…ならない」は、一種の命令形であり、拘束力が強いことから、文脈に照らしてよりの確といえる。

5.1.4. 語法

1941年訳では、漢文の語法が散見されたが、1956年訳では極力排除された(表4)。

表4. 漢語的語法の書き換えの例(斎藤)

ST	1941年訳	1956年訳
To make Rules for the Government and Regulation of the land and naval Forces; (第1条第8節)	陸軍及び海軍の支配、及び規定につき、 <u>法則を作るの権利</u> 。	陸軍及び海軍の統轄並びに規律につき、 <u>規則を作ること</u> 。
No Money shall be drawn from the Treasury, but in Consequence of Appropriations made by Law;…(第1条第9節)	法律に依つて作られた予算の結果に基くに非ざれば、 <u>金銭を国庫から支出する事が出来ない</u> 。	法律に依つて作られた予算の結果に基く <u>のでなければ</u> 、 <u>金銭を国庫から支出することは出来ない</u> 。

表4の上段の例の1941年訳の下線部分は、「動詞の連体形+の+名詞」と定式化できる。現代文法では、連体形は体言に直接続くものであるが、ここに助詞の「の」が挿入されている理由は何か。古田島(2013, p.93)は、漢文に用いる「之」を機械的に「の」と訓ずることに由来するものであって、この独特な言い回しが日本語文書に流入したこと、また、古来この「之」は読まない習慣であったのが読む方向に変化したことを説明している。

5.2. 藤原

5.2.1. 表記

藤原の戦前訳と戦後訳の大きな違いは、先述したように漢字カタカナ混じり文から漢字ひらがな混じり文への書き換えと句読点の付与であった。それ以外の変更は、斎藤の変更と同様、代名詞・副詞・接続詞・感動詞・助動詞・助詞のひらがな使用である。以下、比較の容易さのため、戦前訳は適宜、漢字ひらがな混じり文で表記する。

5.2.2. 語彙

斎藤の場合と同様の要領で、名詞とサ変名詞の高頻出語を調べたところ(表5)、戦前訳の「各邦」から戦後訳の「各州」への変更が目立つ事象であった。これらはいずれも戦前訳と戦後訳にのみ出現する語である。連邦憲法成立以前のstateと成立後のstateとを区別して、1940年訳では、成立前のstateを「邦」とし、成立後のstateを「州」としていた¹⁷。しかし、原語は同じ語であるためか、1960年訳では「州」に統一したものと推測される。同様に1960年訳では、1940年訳の「諸邦」「自邦」の「邦」も変更となった。

第二に、1940年訳に「合衆国」が頻出する一方で、1960年訳には「連邦」が頻出しているのは、STの高頻度語であるCongressの訳出を「合衆国議会」から「連邦議会」に一律変更したことによる。米国が連邦制であることを強調する目的があった可能性がある。また、1940年訳では2箇所のみCongressを「連邦議会」と訳出しており、統一性に欠けていた。

第三に、1940年訳のみに「立法部」が頻出するのは、Legislatureを1940年訳では、「(各)邦立法部」としていたが、1960年訳では「(各)州の議会」と改めたことが原因である。

サ変名詞については、1点を除き差分はみられなかった。その1点とは修正条項の1960年訳

において、(Vice) President electをやや説明的な「(副) 大統領に選ばれたる者」から「(副) 大統領当選者」に書き換えたために、「当選」の頻度が増加したことである。そのほか、表5では、1940年訳のみにあがっている語、1960年訳のみにあがっている語があるが、これは抽出対象を頻度8に設定したためであり、差は1-2の範囲におさまっていた。

つぎに、1940年訳、1960年訳それぞれに特徴的な語として、「各邦」と「各州」の対のほかには、peopleの訳として「人民」(1940年訳)と「国民」(1960年訳)の対があった。「人民」は、実定法上の用語ではなく、また、明治憲法はいうまでもなく、日本国憲法にも用いられていないが、「国民」はこの2条件を満たす。さらには、人民は「文脈により…国家権力に服従する者」(法令用語研究会, 2012, p.645)を意味しうる。1960年訳における「人民」から「国民」への変更はこのような背景があったものと考えられる¹⁸。

付言すべき相違として、1940年訳には「^{ビル・オブ・アテンダー}権利剥奪法」のように一部の語句の初出に振り仮名で音訳を添えていたが、1960年訳では「権利剥奪法」を含め大部分は省いたという点がある。この振り仮名について藤原(1940, 下巻, 附録pp.4-5)は、漢語の訳では原意が十分伝わらないと判断した場合に用いたとしている。1960年訳で省いた理由についてたしかないことはいえないが、対応する原語の訳語として定着したと考えた場合に音訳を省略したと推測できる。

表5. 藤原訳(1940, 1960)における高頻度出名詞およびサ変名詞

米国憲法 (1787)			
1940		1960	
	頻度		頻度
議員	43	議員	47
大統領	43	大統領	44
議院	41	議院	43
法律	36	議会	43
議会	29	連邦	35
元老	29	法律	34
各邦	21	元老	28
合衆国	19	各州	19
憲法	17	憲法	18
立法	15		

* 頻度 15 以上を抽出対象とした

名詞

修正条項			
1940		1960	
	頻度		頻度
大統領	36	大統領	53
議員	19	議会	24
議会	15	連邦	18
憲法	12	法律	17
元老	12	議員	16
合衆国	10	元老	12
法律	12	憲法	10
立法	11	任期	10

* 頻度 10 以上を抽出対象とした

米国憲法 (1787)			
1940		1960	
	頻度		頻度
選挙	23	同意	19
同意	18	選挙	18
制定	9	任命	11
選任	9	選任	10
任命	9	投票	10
		規定	8
		締結	8

* 頻度 8 以上を抽出対象とした

サ変名詞

修正条項			
1940		1960	
	頻度		頻度
選挙	17	選挙	19
投票	16	投票	17
選任	9	選任	9
		当選	8

* 頻度 8 以上を抽出対象とした

5.2.3. モダリティー

本文に用いられている用言(米国憲法(1787)は136件、修正条項は64件)のうち、shallをともなう用言の訳出に注目して、1940年訳と1960年訳を比較すると、9割以上になんらかの変更があった。一つの要因は、1940年訳では文語体を、1960年訳では口語体を用いたために生じた活用変化語尾の変更である。第二に、義務をあらわす語尾表現が二つの訳のあいだで異なっていた(表6)。ただし、unmarked(無標)の終止形が双方の訳で最大の割合を占めた点は共通している。なお、無標の終止形は、法令文書においては、一定の事実または建前を断定的にあらわし(林, 1975, pp.48-51; 田島, 2010, pp.214-215)、言外に拘束的な意味を含んでいるため、義務の意味は失われていない。無標の終止形を除いた表現群をみると、1940年訳の「べし/べからず」「ことを得/得ず」「ことなし」は明治憲法¹⁹にも用いられている表現であった。対照的に、1960年訳に特徴的な「て(で)はならない」「ことは(が)できない」「ことはない」「ことができる」「ことを必要とする」は日本国憲法にもみられる。また、「ものとする」は、現代の日本の法令文の独特な表現である(田島, 2010, pp.216-218)。以上の変更点をまとめると、文語的な法令文から口語的な法令文に移行したといえる。

表6. 藤原(1940, 1960)におけるShallに対応する義務表現

1940年訳	主文shallの件数	べし	ことを得ず	ことなし/ことなく	ことを要す/ことを要し	(すべき)ものとする	べからず	ことを得[肯定]	un-marked終止形	その他
本文	136	35	25	8	7	5	1	1	54	0
修正条項	64	17	12	4	1	1	3	0	25	1
	合計	52	37	12	8	6	4	1	79	1
	%	26.0	18.5	6.0	4.0	3.0	2.0	0.5	39.5	0.5
1960年訳		て(で)はならない	ことは(が、も)できない	(こと)を要する	ことは(も)ない/ことなく	ことができる	ものとする	ことを必要とする	un-marked終止形	
本文	136	23	10	9	4	6	3	1	80	
修正条項	64	14	4	1	4	1	1	1	38	
	合計	37	14	10	8	7	4	2	118	
	%	18.5	7.0	5.0	4.0	3.5	2.0	1.0	59.0	

義務の表現が1940年訳と1960年訳とで分かれたが、1940年訳における表現と1960年訳における表現とは、表現A(1940)→表現B(1960)といった置換による定式化ができない。たとえば、1940年訳で「べし」とした表現に対応する1960年訳の表現には「て(で)はならない」「(こと)を要する」「ものとする」および無標の終止形の4種があった。また、双方の訳において、動詞が同じであれば、共起する義務表現が同じとなる傾向は認められたが、つねにそうなるとは限らなかった。さらに、1940年訳では「べし」「べからず」が、1960年訳では「て(で)はならない」がもっとも拘束力の強い表現である(林, 1975, pp.48-51; 山本, 2006, p.352)と仮定すると、一見1960年訳は1940年訳よりも全体的に拘束力が弱まったと判断されるかもしれないが、むしろ注目すべきは、修正条項における表現の変更である。1940年訳で「ことを得ず」としていた箇所は、すべて、もっとも強い「なければならない」に変更された。国民が享受する権利

に関して、国の拘束力が強まったのである (表 7)。

表 7. shall の訳出例 (藤原)

ST	Congress <u>shall</u> make no law respecting an establishment of religion, or prohibiting the free exercise thereof; or abridging the freedom of speech, or of the press; or the right of the people peaceably to assemble, and to petition the Government for a redress of grievances. (修正条項第 1 条)
TT	1940 年訳 合衆国議会は法律を以て信仰を国定し若くは其の自由なる礼拝を禁止することを得ず。又言論及び出版の自由を制限し若くは平和に集会し及び苦難の匡救を政府に請願する人民の権利を剥奪することを得ず
	1960 年訳 連邦議会は、法律をもつて、宗教を国定し、その自由な礼拝を禁止し、言論または出版の自由を制限し、平穩に集会し、苦痛の匡救を政府に請願する国民の権利を侵してはならない。

5. 2. 4. 語法

藤原 (1940) には各所に漢文特有の表現がみられたが、藤原 (1960) では書き換えられ、漢文特有の表現は減少した (表 8)。

表 8. 漢語的語法の書き換えの例 (藤原)

ST	1940 年訳	1960 年訳
The Senate shall have the sole Power to try all Impeachments. (第 1 条第 3 節)	元老院は総ての弾劾を審判するの専権を有す。	元老院は、すべての弾劾を審判する専権を有する。
No Money shall be drawn from the Treasury, but in Consequence of Appropriations made by Law;… (第 1 条第 9 節)	国庫 ^{ツロ} よりの支出は凡て法律の定むる歳出 ^{ツロ} 予算に基くに非ざれば之を為すことを得ず。	国家からの支出は、すべて法律で定める歳出 ^{ツロ} にもとづいてなすことを要する*。

* ST の否定表現を TT では肯定表現として訳出している。

また、藤原 (1940) は、ST の文の区切りに一致するように翻訳しているように見受けられるのに対し、藤原 (1960) では、長文を区切っている (表 9)。

表 9. 文分割の例 (藤原)

ST	1940 年訳	1960 年訳
The Senate of the United States shall be composed of two Senators from each State, elected by the people thereof, for six years; and each Senator shall have one vote. (修正条項第 17 条)	合衆国の元老院は各邦より二名宛 6 年の任期を以て其の邦民に依りて選挙せらるる元老院議員之を組織し、各元老院議員は一票を有す。	合衆国の元老院は、各州から二名ずつ、6 年の任期で、その州の州民が選挙する元老院議員をもつて、これを組織する。各元老院議員は、一票の投票権を有する。

6. 斎藤と藤原による再翻訳の意義

本節では、5節で概観した変更の根拠を前述の斎藤・藤原の略歴(3節)、政治・社会・文化的背景(4節)に加え、斎藤(1940, 1956)および藤原(1940, 1960)による序、訳注を手がかりに探る。

6.1. 斎藤

各著書の序(はしがき)²⁰の変遷を追ったところ、戦前と戦後で分量、内容ともに差があった。すなわち、2.2.で述べたように、斎藤(1941)と斎藤(1946)では、本文は同一であったが、序にはつぎの違いがみられた。斎藤(1941)の序は、日本の憲法や当時日本が置かれていた状況には言及せず、「本書は、北米合衆国の憲法をなるべく簡潔平易に解説し、同国一般制度の概要を記述したものである」とし、残りは、本文の構成について述べているにすぎず、1頁にも満たない²¹。対する斎藤(1946)の序は、3頁にわたり、斎藤の米国憲法に対する思いを日本の憲法と対峙させながら語っている。なお、この序は、戦後の日本国憲法の成立していない時期に書かれたことに留意する必要がある。まず、「時代が急転換して民主主義すなはちデモクラシー旋風に煽られ、誰も彼もデモクラシーとはどんなものかに注意を向けることゝとなつたが..」(p.1)との文言で始まり、デモクラシーの記述方法には、アメリカ的な演繹法と日本的な帰納法の2手法あり、斎藤(1946)は演繹法により米国憲法を記述することを試みたとしている。つぎに日本の従来の憲法のあり方と米国における米国憲法のあり方を比較し、後者を理想的な姿として描いている。

…従来、憲法に関する書籍と言へば、一般人の親しみが極めて薄く、書くことも読むことも一部学者や研究家の特権であるかの如くになつてゐて、世間から懸離れてゐた憾²²が深かつた。これまでの我国の憲法は、実際に難解な点が多かつたし、研究といつても大体字句の解釈に終始してそのため徒に書籍の頁数がふえ、読む人をして凡そ倦怠の情を催さしめるものが多かつたのは事実である。

憲法はもとより国家の根本法である。出来得るならば国民の誰もが容易に理解出来何人もよく知悉して居なければならぬ筈のものである。この意味からすれば我国従来の憲法に遺憾の点が多かつたと言へると思ふ。今更ながらアメリカの憲法が羨ましいとも言はざるを得ない。

アメリカの憲法は、読みさへすれば何人でも容易に解し得る語句で綴られ、平易にそして実際に書かれてゐる。巷間やゝもすれば、敢て難語句を用ひて日本文に訳すらひがあるけれども…(斎藤, 1946, pp.1-2)。

上記引用は、斎藤(1941)の序の内容に続き、「刻下我国の憲法が根本的に改正されなければならぬ運命におかれ…真のアメリカンデモクラシーの何ものなるかを認識する一助にもと願ひし、…」(斎藤, 1946, p.3)として締めくくられる。

しかし、斎藤(1956)の序は、日本の憲法については論じず、以前の著作との違いを述べ、学者・研究者向けの内容となった。また、出版の動機の一つとして、修正条項がその後追加されたこと、以前の説明に補正の必要が生じたことをあげている。ただし、最大の目的は、「アメリカン・デモクラシーを具体的に了得する上での一助」(p.1)²³たることであり、この点は斎藤(1946)

の姿勢を貫くものである。

以上概観した序をふまえて、改めて斎藤訳を見直すと、たしかに「簡潔平易」を実践している。戦前から「てはならない」をはじめとする従来の法令文にはみられない口語表現を一部取り入れ、また、漢字ひらがな混じり文を採用し、学生・学者に限らず広く一般向けに読みやすさを心掛けていた。また、「アメリカン・デモクラシー」に関連して、戦後訳では、民主憲法といえる「日本国憲法」の表現を多く取り入れた。

6.2. 藤原

藤原の戦前と戦後の序を比較すると、価値観の転換がみてとれる。藤原 (1940, p.2) の序は、「吾々は今や大東亜共栄圏の確立に邁進しつつある。太平洋の波濤も漸く高からむとしてゐる。この秋、大海上帝国を建設し経営し来れる英国民の経験を省みることは、太平洋の平和と我と共同の責務を分つアメリカを識ることと同様に、図らずも吾々に一段と意義を持つてきたのではなからうか。」と当時の日本の緊迫した政治情勢を描写し、後続して研究の意義を論じている。斎藤とは違い帝国主義の思想が感じられる。ただし、すでに 1945 年ごろ、日本と比較して米国は多くの点で優れているとみていたと 1978 年に語っており (藤原, 1978, pp.9-10)、整合性がつかない。これは、1940 年から 1945 年にかけて転向したと考えるべきなのかもしれない。あるいは別の可能性として、政府の検閲を逃れるために挿入した文章とも考えられる。翻訳に関しては、訳注で自らの翻訳の一部始終を説明している。すなわち、翻訳時に参考にした福沢諭吉、高木八尺による翻訳に敬意を示しつつ、「権威」ある原書の米国憲法注釈書ならびに米国最高裁判所の判例を参照した上で「各条規ノ原意又ハ真意ヲ十分ニ把握シ」(藤原, 1940, 下巻, 附録 p.4)、また既訳の「誤訳」を排除した翻訳を世に出すことをめざしたこと、翻訳にあたっては、邦文の法令文の慣例表現を採用したこと (藤原, 1940, 下巻, 附録 p.6) が訳注からわかるのである。じっさいに、藤原 (1940) における義務の語末表現は、明治憲法と重なる部分があった。また、表記も漢字カタカナ混じり文であることも明治憲法との共通点である。

一方、副題を「暴力と議会主義」とした藤原 (1960) の序は、「英、米等の先進民主主義国における自由の長い歴史を学ぶものにとつては、日本国憲法第九十七条や第十三条の意味が、とくに身にしみて強く感得されるであろう」(p.1) と始まり、藤原 (1940) の論調から 180 度転換を図っている。つづく 15 頁にわたる文章は 1960 年、赤狩りをはじめとする当時日本社会に蔓延していた身体的・精神的暴力に対する糾弾・憤怒である。最終近くで、ようやくこの長い序文の目的が明らかにされる。

議会民主主義は、このように自由社会の本質をなし、生命をなす。自由社会の一切の自由は、全くこれにかかっている。われわれ先進文明国の民主主義を学ぶものは…その真の生命や精神を、その至上な価値と共に把握体得して、自由の精神を養うと共に、他方にはその一切の敵に対して、なかんずく暴力行為に対して、死守する決意を新たにし、勇気を養う必要がある。私はこのことを本書の読者に期待して、長々とこの序文を書き綴ってきたのである (藤原, 1960, pp.15-16)。

戦後、藤原はいわば民主主義の擁護者と化した。それは、翻訳につぎのようなかたちをとってあらわれた。第一に、5.2.2. で言及した藤原 (1960) にみられた Congress の邦訳に対するこだわりは、戦後の藤原の議会民主主義に対する思いに由来するものといえる。第二に、藤原 (1960)

では、国家に対する従属性の意味合いのある「人民」(法令用語研究会, 2012, p.645)の使用をやめ、「国民」としたことも同様に説明できる。第三に、表層的には表出しない無標の用法の場合を除き、主文で用いられた shall に対応する日本語述語の訳出をすべて変更した意図は、明治憲法の権威主義的な文体の排除であったと推測できる。藤原(1960)は前註で今回の訳は、藤原(1940)を口語体にし、「多少の修正」(p.843)を加えたものとしたが、「多少」の範囲を越え、表記はいうまでもなく、述語が入れ替わり(5.2.3.参照)、読者の受ける印象は大きく異なる。

なお、1960年訳では、自分以外の既訳にはふれなかった。1940年訳は他者による訳との違いを明確にすることを主眼としていたのに対し、1960年訳は自らの1940年訳をもとに試みた改訳であったからであろう。

7. 結論と今後の課題

以上を総括すると、戦前から戦後への日本社会の変容は齋藤と藤原にそれぞれ異なる影響を及ぼし、その影響が米国憲法訳のテキストにかたちとなってあらわれた。表10は模式図的に両者の違いをまとめたものである。

表10. 齋藤訳と藤原訳の主な相違

		齋藤	藤原	要因
表記	戦前	漢字ひらがな混じり 口語体	漢字カタカナ混じり 文語体	文語体→ 口語体の移行 (言語)
	戦後		漢字ひらがな混じり 口語体	
日本の憲法との 類似性	戦前	なし	あり(明治憲法)	立憲君主制→ 民主制の移行 (政体)
	戦後	あり(日本国憲法)	あり(日本国憲法)	
翻訳の価値	戦前	簡潔平易さ	正確さ	
	戦後			
その当時の日本の 社会情勢の視座	戦前	なし	あり	
	戦後	あり	あり	
想定読者	戦前	研究者、一般市民	研究者	
	戦後			
翻訳を収録した 著作のめざすところ	戦前	米国憲法の概要を知る	帝国主義体制下の 米國を識る	
	戦後	アメリカン・デモクラシーの 認識を深める	議会民主主義、自由の精神 を養い、その敵から守る	

齋藤は、戦前、簡潔明瞭を心掛け、口語表現を用い、漢字カタカナ混じりの訳文が大勢を占めるなか、漢字ひらがな混じり文を採用し、一般読者にも近づき易い文章が特徴であった。戦後は、表記を現代仮名遣いに直し、用語を日本国憲法にそらえ、shallに対応する日本語表現を強めたという違いはあるものの、読者の受ける印象は大きく異なるわけではない。戦前から米国憲法を論じる際に、英国のPetition of Rights(権利の請願)(1628)、Bill of Rights(権利章典)(1689)、Habeas Corpus Act(人身保護法)(1679)を引用していたことも考えると、当時から米国の民

主義に共鳴していた可能性が高い。少なくとも帝国主義的な発想はみられなかった。

対照的に、藤原は、戦前は世界における日本の立ち位置を過大に評価し、立憲君主制の明治憲法にならった文体を採用したのに対し、戦後は、「議会民主主義」を標榜し全面的に口語体に改めた。戦後訳では、人びとの権利を規定した修正条項の表現において、拘束力が強まったことから、斎藤以上に民主主義に対する思いが強く感じられる。だが、戦前・戦後一貫しているのは、わかりやすさよりも、翻訳の価値を正確さに求めたことである。とくに1940年訳では、既訳の誤訳の排除のみならず、注釈書や判例など膨大な資料を参考に訳文を作成し、原語を明らかにすべきものに対し音訳を添えたことを自ら説明している(1940, 下巻, 附録 pp.4-5)。このことから、読者として一般市民を必ずしも想定していないことがわかる。読者層の中心をなすのは研究者であると解釈できる。

本稿では、斎藤と藤原による米国憲法の戦前訳と戦後訳を比較し、両者のあいだの変化を翻訳者自身の状況と日本の戦前と戦後の社会・文化・政治的状況の2軸から読み解くことを試み、一定の結論を得た。改憲論議が活発化する昨今、日本と密接な関係を保ってきた米国の憲法に先人がどのように向き合ってきたか、その軌跡を知ることは、自国の憲法のあるべき姿を考えるうえで示唆をあたえる。分析対象は50年以上前のテキストでありながら、その研究は現代性をもっており、ここに研究の意義がある。今後も引き続き再翻訳の観点から米国憲法訳に検討を加え、考察を深めていきたい。

註

- 1 再翻訳や再訳という表現もあるが、『日本国語大辞典』第2版では見出しになっていない。一方、OEDではretranslationが見出しになっている。
- 2 ここで用語を確認しておく、self-translation (自己翻訳) はSTの筆者と同一人物がTTに翻訳する行為・過程およびそのTTをさすが、self-retranslationとは既訳の翻訳者と同一人物による翻訳についていう。
- 3 他者の翻訳の再掲は除く。
- 4 以降、第二次世界大戦前の翻訳を戦前訳、大戦後の翻訳を戦後訳とする。
- 5 斎藤敏の表記は戦前は齋藤敏、戦後は斎藤敏が使用されている。本稿では後者で統一した。
- 6 以降、欧文文献の日本語訳は筆者訳である。
- 7 戦後初めての著書で米国憲法訳を掲載しているのは、1946年6月出版の『アメリカ合衆国憲法概説』であるが、同書の訳は『北米合衆国憲法概説』(1941)と同一であった。1946年の著書の小口の余白には書名が「北米合衆国憲法概説」のまま残っている箇所もあり、終戦の1945年8月15日から1年も経過しておらず、混乱のなかでの出版であったと推測される。
- 8 藤原(1940)の訳注にあるように、同書は米国憲法原文を掲載しており、人見一太郎による同書日本語訳『人民政治』(1889-91)に米国憲法の人見訳がおさめられている。
- 9 宮沢(1972)は、「意志」と表記したが、現在の用法では「意思」と表記する意味であると判断し、ここでは意思とした。

- 10 詳しくは <http://www.ndl.go.jp/constitution/shiryō/05/154shoshi.html> (accessed July 28, 2017) 参照。
- 11 ここでいう品詞は、KH CoderにインストールされるChasenの解析結果に依存している。ただし、Chasenオリジナルでは未知語となる名詞のうち主なものはChasen辞書に追加しコンパイルし直した。本研究ではこの更新したChasen辞書を使ってKH Coderの語彙抽出を行なった。
- 12 原典はそれぞれArticle, Sectionである。訳者により訳が異なり、藤原(1940, 1960)は「条」と「節」を、齋藤(1941, 1956)は「条」と「項」を用いている。前者の対が事例として多いため、本稿でも前者を使う。
- 13 連体形に続く助詞「の」の用法については後述する。
- 14 以降、本稿における下線部は表内の下線も含め、筆者による。
- 15 「(米) 国民軍 (18 歳以上 45 歳までの強壯な全男子市民から成る)」(p.1112) とある。
- 16 たとえば以下の例を参照。
http://www.kanazawabbc.org/attribute_of_god/1139/
https://church.ne.jp/tokyobible/?page_id=263 (accessed July 28, 2017)
- 17 飛田(1998, p.157)は、Statesの訳語についてそれぞれが「独立国である旧植民地」であることをさす「邦」と独自の主権を有す一方で「中央政府を持つ連邦(ユニオン)に属する自治体」であることをさす「州」とを区別すべきと主張している。
- 18 ただし、このことは訳語「国民」が適訳ということの意味しない。日本語の「国民」は文字どおり、「国」や「国家」を前提とし、その構成員をさすのに対し、とくに前文の“We the People”は、国を前提としていないという違いがある。この点について2017年9月9日柳父章氏より重要な示唆を受けた。“We the People”の解釈をめぐるのは米国内でも長く論議されてきた壮大な課題である(たとえば、Forkosch(1968))。したがって本稿では問題の存在の指摘にとどめる。
- 19 明治憲法上の表記は、それぞれ「ヘシ/ヘカラス」「コトヲ得/得ス」「コトナシ」である。
- 20 名称は出版年により異なる。齋藤の場合、戦前はおおむね「序」を、戦後は「はしがき」を使用している。一方、藤原はいずれも「序」を用いた。本稿では「序」で統一する。
- 21 印刷事情が影響している可能性がある。1940年当時、板紙の需給は著しく逼迫していた(デジタル版日本出版史参照(<http://www.shuppan-nenpyo.jp/nenpyo/> (accessed July 28, 2017)))。
- 22 「感」ではなく「憾」とした理由は不明である。
- 23 「アメリカンデモクラシー」「アメリカン・デモクラシー」の表記が統一されていないが、引用であるため、本稿では統一せずに齋藤自身の表記に従った。

参考文献

一次資料

- 藤原守胤(1940). 『アメリカ建国史論』(上・下巻) 有斐閣.
 藤原守胤(1960). 『アメリカの民主政治』慶応義塾大学法学研究会.
 齋藤敏(1941). 『北米合衆国憲法概説』(訂正版) 巖翠堂.
 齋藤敏(1956). 『アメリカ合衆国憲法序説』理想社.

United States. (n.d.). *The Constitution of the United States: a transcription*. Retrieved from <https://www.archives.gov/founding-docs/constitution-transcript> (accessed July 28, 2017).
<https://www.archives.gov/founding-docs/bill-of-rights-transcript> (accessed July 28, 2017).
<https://www.archives.gov/founding-docs/amendments-11-27> (accessed July 28, 2017).

二次資料

- Alvstad, C., & Assis Rosa, A. (2015). Voice in retranslation: an overview and some trends. *Target*, 27(1), 3-24.
- Cadera, S. M., & Walsh, A.S. (Eds.). (2017). *Literary retranslation in context*. Oxford: Peter Lang.
- Forkosch, M. D. (1968). Who are the People in the Preamble to the Constitution. *Case Western Reserve Law Review*, 19 (3), 644-712.
- 藤原守胤 (1978). 『藤原守胤先生に聞く』東京大学アメリカ研究資料センター。
- 藤原ゼミOB会との交流 (n.d.). <http://fs1.law.keio.ac.jp/~kubo/seminar/kouryu/fujiwara/> から取得 (2017年7月28日)。
- Garner, B. A. et al. (2014). *Black's law dictionary* (10th ed.). St. Paul, MN: Thomson Reuters.
- Genette, G. (1997). *Paratexts: Thresholds of interpretation* (Tr. J. E. Lewin). Cambridge: Cambridge University Press.
- 林修三 (1975). 『法令用語の常識』日本評論社。
- 平井昌夫 (1998). 『國語國字問題の歴史』(復刻版) 三元社 (原著は1949)。
- 法令用語研究会 (編) (2012). 『法律用語辞典』(第4版) 有斐閣。
- 井上ひさし (2011). 『二つの憲法』岩波書店。
- 研究社英和大辞典編集部 (編) (1953). 『研究社新英和大辞典』研究社。
- 古田島洋介 (2013). 『日本近代史を学ぶための文語文入門: 漢文訓読体の地平』吉川弘文館。
- 今野真二 (2012). 『百年前の日本語』岩波書店。
- Koskinen, K., & Paloposki, O. (2010). Retranslation. In Y. Gambier & L. van Doorslaer. (Eds.), *Handbook of Translation Studies* (vol. 1, pp.294-298). Amsterdam: John Benjamins. (南條恵津子・訳 (2015). [再翻訳] *Handbook of Translation Studies Online*. <https://benjamins.com/online/hts/articles/ret1.ja> から取得 (2017年7月28日)
- 宮沢俊義 (1972). 『憲法講話』岩波書店。
- 日本国語大辞典第二版編集委員会・小学館国語辞典編集部 (編) (2001) 『日本国語大辞典』[第2版] 小学館。
- 「斎藤敏 ひと」(1972年5月10日). 『朝日新聞』東京/朝刊, 5頁。
- Tahir Gürçağlar, Ş. (2009). Retranslation. In M. Baker & G. Saldanha (Eds.), *Routledge encyclopedia of translation studies* (2nd ed., pp.233-236). London: Routledge.
- 田島信威 (2010). 『最新法令の読解法: やさしい法令の読み方』(四訂版) ぎょうせい。
- 田中みどり (2003). 『日本語のなりたち-歴史と構造』ミネルヴァ書房。
- 飛田茂雄 (1998). 『アメリカ合衆国憲法を英文で読む』中央公論社。
- United States Library of Congress. Congressional Research Service. (2016). *The Constitution of the United States: Analysis and interpretation*. Washington: U.S. Government Publishing Office. Retrieved from: <https://www.congress.gov/content/conan/pdf/GPO-CONAN-REV-2016-10-10.pdf> (accessed July 28, 2017)
- Whitefield, A. (2015). Retranslation in a postcolonial context. *Target*, 27(1), 75-95.
- 山口仲美 (2006). 『日本語の歴史』岩波書店。
- 山本庸幸 (2006). 『実務立法技術』商事法務。

ソフトウェア

樋口耕一 (2014). KH Coder: テキスト型 (文章型) データを統計的に分析するためのフリーソフトウェア powered by ChaSen, MySQL, Perl, and R (version 2.beta.32) [computer software]. Available from <http://khc.sourceforge.net/en/>